

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

議事録

開催日時：令和6年3月18日（月）16：00～18：00

開催場所：オンライン会議

＜出席者＞（敬称略、順不同）

・委員

三上 喜貴	開志専門職大学 副学長兼情報学部長
神山 久美	山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー
熊田 亜紀子	東京大学大学院工学系研究科 教授
坂本 有芳	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授
西田 佳史	東京工業大学工学院機械系 教授
野々内さとみ	全国地域婦人団体連絡協議会 理事
藤野 珠枝	主婦連合会 住宅部
古田 英雄	独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事
安好 寿也	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 専務理事
山内 洋嗣	森・濱田松本法律事務所 弁護士
遊間 和子	株式会社国際社会経済研究所調査研究部 主幹研究員

・オブザーバー

一般社団法人大手家電流通協会
オンラインマーケットプレイス協議会
一般財団法人家電製品協会
一般財団法人製品安全協会
全国中小企業団体中央会
一般社団法人日本ガス石油機器工業会

一般社団法人日本玩具協会

一般社団法人日本リユース機構

一般社団法人日本リユース業協会

<配布資料>

議事次第

委員名簿

資料1 製品安全行政を巡る動向

資料2 製品安全規制の見直し

資料3 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案の概要

<議事>

- (1) 製品安全行政を巡る動向について【報告】
- (2) 製品安全規制の見直しについて【審議・報告】
- (3) 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案について【報告】

開会

○佐藤課長 事務局の経済産業省製品安全課長の佐藤でございます。

それでは、ただいまから、産業構造審議会保安消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会第14回を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日ににつきましては、Teamsによるオンラインで開催させていただいてございます。また、YouTubeにて議事を公開してございます。

それでは、早速でございますが、開催に当たりまして、経済産業省技術総括・保安審議官の辻本より御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○辻本審議官 技術総括・保安審議官の辻本でございます。

本日は、三上委員長をはじめ委員の方々、またオブザーバーの方々、御参画いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年の12月になりますけれども、前回の委員会におきまして中間取りまとめの案について討議をいただきました。その後、パブリックコメントを経まして、2月の頭になりますけれども、中間取りまとめとして公表させていただきました。その後、所要の、これは我々自身の作業でありますけれども、法律改正作業をさせていただきまして、3月の頭、1日でありますけれども、消費生活用製品安全法等の改正を行う法律案として閣議決定をさせていただいたところであります。

国会の審議はまだこれからでありますけれども、国会で審議いただいた上で早く制度化に突き進んでいきたいという状況であります。ここまで、まずはたどり着いたこと、委員の先生方はじめ、オブザーバーの方含めて厚く御礼を申し上げます。

また、本日は、本年度の棚卸的な意味を含めまして、先ほど申し上げた法律以外のところについても進捗等について御報告させていただきます。これはまた皆様からの御意見をいただきながら、よりよい消費生活製品政策について議論が深められればと思います。本日はよろしくお願いいたします。

○佐藤課長 ありがとうございます。以降の議事進行につきましては、三上委員長にお願いしたいと思います。三上委員長、よろしくお願いいたします。

○三上委員長 委員長の三上です。本日はよろしくお願いいたします。

ではまず、事務局より委員の出席状況の報告と議事録の取扱いについての御説明をお願いいたします。

○佐藤課長 ありがとうございます。再び事務局でございます。

初めに、委員の御異動についてお知らせ申し上げたいと思います。水流委員につきましては任期満了で御退任されまして、今回から、新任の委員といたしまして、森・濱田松本法律事務所の山内委員に本小委員会に加わっていただくこととさせていただいております。御紹介申し上げたいと思います。山内委員、よろしければ、一言御挨拶をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○山内委員 ただいま御紹介にあずかりました森・濱田松本法律事務所の弁護士の山内と申します。

私自身は、不正、不祥事を起こしてしまった企業の信頼回復のサポートに携わっている弁護士でございます。製品安全との関係では、品質やデータを偽装してしまったような会社、最近非常に多く、日本企業やそれ以外の企業でも増えておりますけれども、そうした企業のサポートをしていく中で得た知見を反映させていただいて、微力ながらお力になればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤課長 山内委員、大変ありがとうございました。

それでは、委員長から御指摘いただきました委員の皆様方の出席状況について御説明申し上げます。

本日の出欠状況につきましては、倉貫委員から御欠席の連絡を頂戴してございますけれども、その他の委員の皆様は御出席いただいているところでございます。

また、議事の扱いについてでございます。本日はオンラインでの開催とさせていただいております。YouTubeでの動画配信を行っております。議事の動画につきましては、会議終了後に経済産業省の審議会サイトにて掲載いたしますので、御認識いただければと思います。

以上でございます。

○三上委員長 ありがとうございます。

会議の定足数については、委員の出席者が過半数を超えておりますので、本日の小委員会が成立することを確認いたしました。

では続いて資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○佐藤課長 ありがとうございます。配付資料につきましては、事務局から事前にお送りさせていただきましたPDF資料を御参照いただければと思います。また、画面上でも説明に沿いまして資料を表示させていただきますので、こちらも併せて御参照ください。

資料は、まず議事次第、そして委員名簿、資料1、資料2、資料3となっております。もし委員会中、通信の不具合ですとか御不明な点などございましたら、電話やチャット機能などをお使いいただきまして事務局にお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題は3点であります。各項目について、まず、事務局から御説明いただき、その後、出席の皆様から御意見などを頂戴したいと思います。

では、事務局より資料1に基づきまして、まず御説明をお願いいたします。

議事

○佐藤課長 ありがとうございます。それでは、事務局から御説明申し上げます。今、画面上でも表示をさせていただいております。右上資料、1番でございます。非常に大部の資料で申し訳ございません。先ほど冒頭、辻本より挨拶でも触れさせていただきましたが、「製品安全行政を巡る

動向」とさせていただきます、1年間の御報告を主にさせていただければと思っております。

1枚おめくりいただきまして、こちらが目次でございます。御覧の8つの項目に沿って御説明申し上げます。

まず初めに、もう一枚おめくりいただきまして、次の3ページ目でございます。改めてではございますが、重大製品事故発生時の報告・公表制度についてでございます。青枠の一番最初の丸でございます。いわゆる消安法、消費生活用製品安全法におきましては、製造・輸入事業者は重大製品事故の発生を認知してから10日以内に国への報告が義務づけられているといったところでございます。

報告を受けまして、国、特に経済産業省につきましては、当該事故情報を踏まえまして、N I T Eとともにその原因究明を行わせていただきまして、その原因究明の内容を踏まえて再発防止に向けた措置を講ずるというフローになってございます。

次の4ページ目でございます。2023年、昨年、私ども経済産業省において受け付けました重大製品事故の件数につきましては、右下にございますとおり、1,186件という件数でございます。

1枚おめくりいただければと思います。5ページ目でございます。近年の重大製品事故の推移についてでございます。2023年は前年2022年と比べますと163件の増加となっているところでございます。内訳としましては、電気製品の事故が、163件の増加のうち155件の増加となっているところで、増加の主な要因となっているところでございます。

1枚おめくりください。6ページ目でございます。こうした事故を未然に防ぐ観点から、制度面、法律の運用面の対応をしっかりとさせていただければと思っております。加えまして、消費者の皆様向けの注意喚起にも努めているところでございます。幾つか例を6ページ、7ページと御紹介申し上げます。

6ページ目は、地震などの自然災害の発生時に発電機などを利用される際の注意喚起というものでございます。【事件事例】にございますとおり、携帯発電機の使用による一酸化炭素中毒事故、これは（1）のところでございます。

また、（4）のように、通電火災なども起きてしまっているところでございます。こうしたことから、9月の防災の日に先立つ形で、昨年8月に、6ページ、右下のような形で、N I T Eや消費者庁と連携して注意喚起もさせていただいたところでございます。

7ページでございます。こちらは2つ目の事例でございますが、冬になると増えております除雪機事故に関する注意喚起でございます。青の枠にございますとおり、2022年度までの直近で38件の事故、このうち死亡事故が25件ということを踏まえまして、冬の時期にニュースリリース、X（旧

Twitter) などを使用して注意喚起させていただいているところでございます。

こちら、右下にございますような形で、N I T E、消費者庁と連携させていただきまして、昨年12月に注意喚起のリリースをさせていただいてございます。こうした注意喚起の取組につきましては、事故の発生状況なども踏まえまして、引き続き継続していきたいと考えてございます。

次の8ページ目を御覧ください。事故の原因分析の状況についてでございます。直近で、原因調査がおおむね終了いたしました2022年の状況を御覧いただきますと、製品起因のものが約3割、また、いわゆる誤使用ですとか偶発的事故と言われているものの合計も2割から3割の間ということで、これまでのトレンドと基本的には同じ傾向が見て取れる状況でございます。

1枚おめくりください。右下9ページ目でございます。こちら、重大製品事故の起きてしまった製品の入手経路についてお伺いしたものでございます。インターネット通販経由で入手した製品による事故の割合が増加傾向といったところが御覧いただけるかと思えます。まさに年末まで皆様方に御審議いただいた内容と連動してまいります、引き続きインターネットにおける製品の安全確保を図っていくということが課題という認識を持ってございます。

1枚おめくりください。10ページ目でございます。ここからリコールの動向について御説明申し上げます。

11ページ目でございます。2023年、昨年開始されましたリコールの件数は、一番右でございますが、81件でございます。御覧のとおり、例年、80～100件程度で推移していることから、こちらも例年と同じような水準かなと考えてございます。

右下12ページ目でございます。重大製品事故におけるリコール対象製品の割合についてでございますが、2022年は約10%程度であったところでございます。注意喚起ですとかリコール効果、または回収を促す意味でも、こうしたリコール対象製品で重大製品事故が発生してしまった場合には、公表に対して特記事項として改めてリコールの旨を公表するなどの取組を、消費者庁と連携しながら進めているところでございます。右下はプレスリリースの例でございます。

13ページを御覧ください。リコールにつきましてより効果的かつ効率的に実施できないかという観点から、本年度でございますが、私ども、経済産業省におきまして少し調査も実施させていただいたところでございます。

次の14ページで少しその結果について御紹介申し上げたいと思います。2つほど御紹介申し上げます。どちらも、リコール実施策の効果を検証する観点から、消費者の方1万人にアンケートに御協力いただきながら実施したものでございます。

まず、左下でございます。こちら、リコールに応じるかどうかを判断する際に、特に重視する項

目は何ですかといったようなことをお伺いさせていただきました。左下の左側のほうから御回答多いものから順に並べてございますが、身体とか財産に対するリスクの大きさ、こういったものはもちろんでございますが、その他、対象製品の価格ですとか購入してからの期間よりも、問い合わせ窓口への連絡のしやすさ、または求められる対応の分かりやすさ、こういった項目への御回答は非常に重視される傾向にあるというところが見て取れるかなと思ってございます。

併せまして、右下のほうの図でございます。「リコール実施企業への信頼度」といったところでございます。こちらはリコール実施企業に対しまして信頼度が「上がる」、ないしは「やや上がる」ということをお伺いしたところでございますが、棒グラフ2つございます。下のほうからまず御覧いただければと思いますが、こちら、全体でございます。上のほうがリコール経験のある消費者の方、リコールで実際に製品回収などをしてもらったことのある消費者の方を抽出いたしますと、こちらのほうが企業さんに対する信頼度が「上がる」、ないしは「やや上がる」とお答えになった割合が高いという結果が出てございます。

リコールといいますとどうしても企業にとってはネガティブな印象もあるところだと思いますけれども、一つの調査結果ではございますが、リコールすることによりまして、消費者側からしますと信頼度が増すという一つの示唆かなと考えてございます。

15ページを御覧ください。ここから、私ども、製品安全の法律の執行を担当してございます、その執行状況について御説明申し上げます。

16ページ目でございます。こちらは改めてでございますが、法律の概要でございます。中ほど、4つの法律の名前が書いてございますが、この4法を我々運用させていただいてございます。4つの法律においてそれぞれでございますが、危害のおそれがある製品につきまして指定させていただきまして、それぞれの製品の基準を定めまして、製造、輸入事業者にはその基準の遵守をしていただくとともに、適合した場合にはこのマーク、P S マークを付して販売することができるといったような法体系になってございます。

1枚おめくりください。17ページでございます。こちらは法令違反への対応件数についてでございます。直近、2023年につきましては約600件ということで、おおむねこちらも昨年とそんなに大きくは変わらないという水準でございます。引き続き違反事例に対しましては、違反状況の解消、また再発防止に向けた企業の指導等にしっかり努めていきたいと考えてございます。

18ページ目で、昨年ないしは一部本年もございますけれども、実施しました違反事例の例でございます。左側が四国経済産業局で対応いたしました電安法、電気用品安全法の技術基準違反の不適合の事例でございます。こちら、四国経済産業局長から厳重注意しております。また、右側は同じ

く関東経済産業局で対応いたしました消費生活用製品安全法、消安法の技術基準への不適合の事案でございます。こちらに関東局長から厳重注意をするとともに、いずれの事案も公表するとともに、企業において製品のリコール、回収等について今対応中といったものでございます。

各法の技術基準への適合状況を確認するために市場の製品について購入させていただきまして、技術基準適合状況を確認する、いわゆる試買テストの令和3年度の結果でございます。

購入に際しましては、違反ですとか事故の多い製品を対象に選定するということにさせていただいてございますので、どうしても割合としては高くなってしまいうところがございます。他方、こちらの事業で違反が確認された場合には、違反对応として違反状態の改善また再発防止等を求めているところでございます。また、こうした状況につきましては、類似の不適合事案の未然防止の観点から、公表も行っているところでございます。

20ページを御覧ください。こちら、自治体に対応いただいているものでございますが、販売事業者への違反对応についてでございます。2022年度の実施件数、こちら、約6,000件でございました。違反对応件数としては1件となっているところでございます。

続いて21ページ目からでございますが、こちらが、年末まで御審議いただいた内容と一部重複しますが、インターネット取引における製品安全についてでございます。

こちらはインターネット取引の拡大を示す資料でございます。市場規模、約14兆円に迫っている、また、EC化率も9%を超えているといったところでございます。青枠の一番最後のポツでございますが、今後も拡大が続くことも想定されますので、製品安全の観点からは、より安全な製品が流通するようにということで環境を整えられればと考えてございます。

23ページ目でございます。インターネット上の製品安全の確保のための取組を少し御紹介申し上げます。まず、青枠の初めのポツでございますけれども、2020年の11月から、私ども、国においてネットパトロール事業、こちら、ネット上において表示の適合性有無、こうしたことを確認する事業でございますが、を展開させていただいてございます。

また、この資料の左下、赤い枠で囲ってございます、2020年7月以降でございますが、大手インターネットモール各社に御協力をいただきながら、違反等の多い品目につきまして、出品に際しましてPSマークの表示の有無の審査、確認をしていただくということを要請させていただいてございます。

次の24ページ目で、今ほど申し上げました国からの要請をさせていただいております、それを受けましたネットモール企業様における取組の一例を御紹介申し上げます。

右下にございますとおり、メルカリ様における取組の例でございますが、対象品目は左側にある

4つの品目でございます。これらの4品目の出品に関しましては、まず、右下の四角の中を御覧いただければと思いますが、初めのポツでございます。出品者に対しまして、「P Sマーク」が明確に判断できる画像を必ず掲載するようにということを求めています。

その上で2つ目のポツでございますけれども、出品された場合にはいろんな技術を使って自動検知ができるようにされてございます。

最後、3つ目のポツでございます。自動検知による通知が来た場合には、オペレータの方が目視で実際に掲載された画像を確認いただきまして、P Sマークが確認できた場合には出品ができる。逆にいいますと、確認できなかった場合には出品ができないという形で対応していただいているという事例でございます。

25ページ目でございます。インターネット販売の違反对応の状況についてでございます。ここ数年は、棒グラフでございますが、おおむね横ばいといった状況でございますが、そうはいつでも一定の水準で対応が必要な違反事例があるというのを見て取れるかなと思ってございます。この後申し上げる対応も含めましてしっかり引き続き対応してまいりたいと考えてございます。

26ページ目でございます。ネットパトロール事業の概要についてでございます。2022年度につきましては、樹形図が真ん中にごございますけれども、約600品目を対象にいたしまして、P Sマーク等の表示の不適合の確認を行わせていただきました。

結果でございますが、下のほうにおりていただいて、赤く囲ってある2つでございます。疑わしい事案151件、P Sマークの表示違反30件ということで、こうした事案が判明したといったところでございます。

こうした181件を中心に、こちらネットモール各社に協力いただきながら、出品削除に結びつけたところがございます。他方、右側、黄色く囲ってある部分にごございますとおり、連絡がつかない、連絡不可といった案件も198件ということで一定程度存在しているところございまして、こちらの多くは海外の出品者でございました。こうした事業者への対処につきましては、まさに昨年来御相談させていただいたような対応につながってきているといったところでございます。

27ページ目を御覧いただければと思います。先ほど、ネットモールの皆様に御協力いただいている取組について御紹介申し上げましたが、こちらはネットモール以外の個別サイトへの対応についてでございます。青枠の中にごございますけれども、違法なレーザーポインターなどを扱うサイトの公開停止の要請といったものを、2020年度から継続して要請対応をさせていただいているところがございます。

一番下の丸にごございますとおり、2023年度につきましても、約30の販売サイトに対しまして公開

停止要請等の対応をさせていただいておりまして、停止状態の保持に努めているところでございます。

28ページ目でございます。こちらは昨年開始されました新しい取組ということでございまして、インターネットモール事業者の皆様の自主的な取組として、製品安全誓約、いわゆるPledgeへの署名が6月になされました。新しい取組がスタートしているといったところで、右下にございます大手インターネットモール各社に取組を進めていただいているといったところでございます。

次の29ページ目で実績を御紹介申し上げます。署名は6月でございまして、10月から実質的にはスタートしたところでございますが、国からの要請に基づきまして、10月から1月までで189の製品について出品削除をさせていただいているところでございます。対象製品は右にあるとおりでございますが、引き続き、インターネットモール各社や関係省庁と協力させていただきまして、安全でない製品の出品削除等に取り組んでいければと考えてございます。

続いて30ページ目でございます。ここ以降は少し新しい取組といたしまして、高齢者の製品事故対策、また、誤使用・不注意による事故リスク低減製品への表示制度の検討、こうしたことも取り組ませていただいておりますので、御報告申し上げます。

31ページ目でございます。こちらも御案内のとおりかもしれませんが、一般的には、年齢が高まるにつれまして、身体や認知機能が低下してくると言われているところでございます。こうしたことから、誤使用ですとか不注意などによる事故の割合がどうしても高くなってきてしまうというところでございます。

32ページ目でございます。こうしたことへの対応といたしまして、産総研（産業総合研究所）に御協力をいただきまして、高齢者を対象とした行動データの収集、それを閲覧できるようなライブラリを整備させていただいているところでございます。現状、100を超える事業者等に登録をいただいているところで、令和5年度、今年度におきましてもより使いやすいようにということで、システムの改修なども行わせていただきました。

続いて33ページ目でございます。こちら、類似の今年度の取組の例でございますけれども、令和5年度につきましては、高齢者の方がテーブルに手をついて立ったり座ったりする動作に着目させていただきまして、そのデータの計測を行わせていただいたり検証などさせていただきました。引き続きこうしたデータの活用、企業様における活用を促しながら安全な製品の開発につなげていきたい、そのように考えてございます。

34ページ目でございます。こちら、西田先生にもいろいろ御指導いただきながら進めてございまして誤使用・不注意による事故リスク低減製品の普及、また、新しいそういったことによる製品安全

市場の創設といったものについてでございます。

次の35ページ目で少し御紹介申し上げますと、考え方としましては、真ん中、オレンジ色の部分を御覧いただければと思います。①に書いてございますとおり、製品安全4法のいろんな技術上の基準ですとか、J I S等の規格に適合していることを前提とさせていただきながら、それでも残ってしまうようなリスク、誤使用ですとか不注意などによる事故のリスク、それを低減、防止するための機能を評価させていただきまして、そうした製品を表示の仕組みによりまして消費者に対して見える化していく、そうしたことで市場での価値につなげていくという仕組みができないかということと検討を進めているところでございます。

36ページ目でございます。こちらは、今申し上げた仕組みの扇風機の例を少し御紹介させていただいているものでございます。

37ページ目でございます。今、実際の仕組みをどうしていくか検討させていただいているところでございます。評価ですとか審査の仕組み、こうしたことにつきまして、来年度、令和6年度も引き続き少し検討させていただきつつ、令和7年度には運用ができるようにということで議論を進めていきたいと考えてございます。

38ページ目でございます。こちらは製品安全文化の醸成・情報発信・消費者教育の項目についてでございます。

39ページ目でございます。こちら、三上委員長や釘宮委員にも御参加いただいております、P Sアワード、製品安全対策優良企業表彰についてでございます。本年度も第17回目を迎えたところでございます。委員の先生方に御審査をいただきまして、大臣賞、審議官賞、優良賞について8つの企業様を表彰させていただいたところでございます。

40ページ目でございます。こうした取組の裾野を広げていきたいという観点から、受賞企業間の異業種交流の場である製品安全コミュニティの取組ですとか、また、企業様向けの研修なども実施させていただいているところでございます。

記載のとおり、N I T E施設の見学ですとか、受賞企業様から講演をいただくといったような取組などを通じまして、製品安全文化の醸成・深化につなげていきたいと考えてございます。

41ページ目でございます。令和4年度からは自治体の皆様にも御協力いただきまして、自治体でのセミナーも実施してございます。左にあるような自治体様で実際にセミナーを開催させていただきました。こちらにもP Sアワード受賞企業の皆様には御協力をいただきながら取組の発信などをさせていただいたところでございます。

42ページ目でございます。こちら、消費者の皆様向けのアプローチの一つといたしまして、左下

にあるような人気キャラクターとタイアップさせていただいて、情報発信、イベントなども実施してございます。

左下は子供向けの新聞の広告を出させていただいたり、右下は、昨年の11月から今年の2月頃にかけて、地域の電器店とタイアップさせていただいたイベント実施などもさせていただいたところでございます。

43ページ目でございます。こちらは毎年11月を、年末に近い、大掃除の時期に近いということもありまして、製品安全総点検月間ということで、企業の皆様や自治体の皆様にも御協力いただきながら、消費者の皆様に対しまして、いま一度、御自宅にある製品の御確認ですとか注意喚起などを図る月間ということでさせていただいております。こういった取組は引き続き続けていきたいと考えてございます。

44ページ目でございます。こちらにも広報の一つでございますけれども、旧Twitter、Xを使った発信でございます。右下にあるようなリコールに関するタイムリーな情報の発信に加えまして、左下にあるように、制度改正に関するツイートなどもさせていただいているところでございます。

45ページ目でございます。こちらにも情報発信の例でございます。左下にあるような政府広報ですとか、また右下のほうは、経済産業省の広報ツールでもあるMETI Journalでも1月号で製品安全の特集を組ませていただきまして、情報発信などをさせていただいたところでございます。

こうした情報発信の取組につきましても、その案件に応じた広報媒体をしっかりと検討させていただきながら、引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。

46ページ目でございます。こちらは国際連携・国際協力についてでございます。

47ページ目でございます。各国における規制動向をしっかりと把握する、また、各国と情報交換させていただくという観点から、マルチの場、またはバイの対話もさせていただいているところでございます。

48ページ目はその中の一つの例でございます。タイの消費者保護局様と昨年6月にMOC、協力文書の締結をさせていただきました。これを踏まえまして、昨年9月にはオンラインでの対話もさせていただいたところでございます。引き続き各国とタイムリーな情報交換をさせていただきたいと考えてございます。

49ページ目、こちらが最後の項目でございます。手続の電子化についてでございます。

50ページ目でございます。製品安全に関する手続につきましては、これは産業保安の分野と同じように、保安ネットと呼ばれております申請システムを通じて行っただけということになってございます。しっかりと企業様のコストの低減にもつながるようにという観点で取り組んでおりま

して、2020年から運用を開始したところでございます。

一番下の丸でございます。本年2月時点の届出のオンライン化率につきましては59.3%ということでございます。昨年の今頃が51.3%でしたので、少し上がっているところではございますけれども、次の51ページ目に記載させていただいているような取組を通じまして、引き続き地方局との連携、事業者様の御理解をいただきながら、オンライン化率の向上にも努めていきたいと考えてございます。

長時間いただきましてありがとうございました。資料1の説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三上委員長 佐藤課長、ありがとうございました。大変幅の広い活動をされているということがよく分かりました。

それでは、ただいま説明のありました資料1につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。発言を希望される方は挙手ボタンを押していただければと思います。

それでは、関オブザーバー、どうぞ。

○一般社団法人製品安全協会 関オブザーバー 網羅的な御説明、どうもありがとうございました。この中で1点お話をしたいと思います。

5番目の高齢者の製品事故対策、誤使用・不注意による事故リスク低減ということですが、これも大変大事なことでと考えておりまして、実は高齢者だけに限らず、製品についてはあらゆるユーザーを念頭に置いて、まさにISOの51に従い、本体表示、あるいは取扱説明書も含めて記載すべき事項について基準化しているのがSG基準です。ですので、SG基準を満たすことを証明しているSGマークのついた製品はこのような表示が行われている、対応ができている、そういうものであると我々は考えているわけです。

したがいまして、こちらの制度とSGマークの制度というものがどういう関係なのかというのは今後確認させていただきたいとは思いますが、そういうSGマーク制度があるということも十分御認識いただければありがたく存じます。

○三上委員長 関様、ありがとうございました。事務局からの御対応は後ほどまとめてということで、ほかの御意見、御質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

神山委員、どうぞ。

○神山委員 14ページなのですが、「効果的・効率的なリコール対応の在り方について」というところで、消費者アンケートの結果が非常に興味深いと思いました。消費者1万人へのアンケートを実施しているということで、特にリコールをした企業についての信頼度が「上がる」「やや上がる」

と答えた人の割合が高いということで、これはとても面白く、企業にとってリコールを進めるための重要な調査であると考えられます。ですから、調査の調査票や調査の元データ、もう少し詳しいものを、例えば経済産業省のサイトに掲載するなどしていただけるとありがたいと思います。

以上になります。

○三上委員長 神山委員、ありがとうございます。全く面白い、興味深いデータだと思います。

 続きまして、藤野委員、どうぞ。

○藤野委員 ありがとうございます。主婦連合会の藤野でございます。

 丁寧な御説明ありがとうございました。私も実は神山委員と全く同じところでございまして、1万人という多数のアンケートをしていただき、かつ、リコールに対する消費者の意識をこのように明確に示していただけてよかったと思います。私ども主婦連合会では最近、パロマさんの見学をさせてもらいました。パロマも以前に大きなリコールをされて、現在もまだ続いているますが、それに対して企業がいかに反省して、その後どのように姿勢が変わったかなどという勉強もさせてもらったのですが、リコールは企業としては絶対出たくないことだとおっしゃっていました。しかし、予測しない欠陥がゼロということは決してないと思うのですね。やはり起きたときにどうするかという対応が大事だと思っていて、隠すのではなく、誠実に出すことで、消費者の意識も変わるし、消費者がその企業に対してのイメージもよくなるということがしっかり出ているアンケート結果は、とても大事なことだと思います。広くアピールしていただけたらと思います。

 以上でございます。

○三上委員長 ありがとうございました。続きまして、釘宮委員、どうぞ。

○釘宮委員 消費生活アドバイザーの釘宮でございます。

 御説明ありがとうございました。私からは2点、意見を申し上げたいと思います。

 まず1点目ですが、28ページでしょうか。製品安全誓約（Pledge）の取組、これは昨年始まりました新たな取組で、ヨーロッパ、それからカナダ、韓国でも行われている取組ですけれども、日本では独自にK P I を設けて、そしてこの進捗を確認していこうというところが非常に素晴らしいと思っております。10月から実績を公表していただいておりますけれども、継続していくことが大切だと思います。インターネット事業者の皆様の御協力あってということになりますが、ぜひ今後も御継続いただきたいと思います。

 あと2点目ですが、これはこの資料にないことで、今後、そういった観点もぜひ御検討いただきたいということで1つ御意見申し上げたいのですけれども、近年、サーキュラーエコノミー、循環経済に対する取組の推進、そういったものも声が高まっているところです。

その中では、例えばリファービッシュというような、これはメーカー再生品とか修理再生品というような表現をされるようなこともありますし、あとは、リマニュファクチャリング、これは使用済みの製品を洗浄、部品交換などを経て新品同様の製品として販売することということで、そのような循環経済的な観点から市場に出されるような、そういった製品というものも今後増えてくる可能性があると思います。そのようなものと、製品安全とをどのように両立させていくのかというようなことも、御検討、取組が今後必要になってくるのではないかとということで、1点意見として述べさせていただきます。

以上になります。

○三上委員長 釘宮委員、新しい視点の御提起、誠にありがとうございます。

それでは続きまして、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 鳴門教育大学の坂本です。

37ページについてです。「誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品の評価・審査体制案」ということで、非常に素晴らしい取組だなと感じました。直感的に、使いやすい、誤使用が起こりにくいというような製品にしておくこと、分かりやすい表示をしておくというのは非常に大切だと思います。外国人の方とかも増えていますので、本当に直感的に分かりやすいということを大事にしていきたいというのが1点です。

もう一点、操作方法のみならず、適切なメンテナンスをしないと事故が起こってしまうということもよくあるのではないかと思いますので、メンテナンスという観点でも、消費者にとって分かりやすく案内する、メンテナンスしやすい製品にしておくというようなこともぜひ観点に入れていただけるといいのではないかと感じました。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。それでは、山内委員、どうぞ。

○山内委員

御指名ありがとうございます。先ほど大変議論が盛り上がりましたリコールの点について1点だけ申し上げたい点がございます。大変素晴らしい統計値で、企業としての誠実な努力・姿勢が消費者に評価されるという先生方の御指摘、あるいは事務局の皆様の御着眼、本当に正鵠を得たものだと理解しております。

この点、1点だけ、リコールというものは企業にとって大変な負担になるということは挙げなければいけないと思います。それは単に部品の交換であっても、部品だけでなく、PRのお金プラス、その部品を交換する人のお金ということで、何億、何十億、時に何百億というお金がかかる。

しかも、モノを売っていて、ブランドが世の中に知れ渡っている企業がリコールをするのですが、結局それは、その部品を納めている会社、場合によっては中小・零細企業のほうに転嫁されてしまう契約になっていることが大半でございます。

したがって、確かにこれは大事な指標で、企業が正直に物事を世の中に発信するということは確かに必要です。それプラス、リコールという製品回収まで必要かどうかというところは、正直に世の中に公表した場合でもリコールはしないという場合はあり得るかと思えますところ、そこについては、企業やそのサプライチェーンの負担ということも考えていかなければいけないことなのかも同時に思います。ただ、すばらしい御統計であるということは私も感じ入りました。ありがとうございます。

以上でございます。

○三上委員長　山内委員、ありがとうございました。それでは、遊間委員、どうぞ。

○遊間委員　ありがとうございます。

1つ御質問と1つコメントをさせていただければと思います。資料の5ページで製品事故のほうが少し増えているという統計が出ており、モバイルバッテリーが大きな要因であると示されておりました。今国会での法律改正を進めておりますが、インターネット経由での製品の適正化が進めば、製品事故の数字は収束してくる見込みなのか、その辺りを少し教えていただければと思っております。

もう一つ、コメントでございますが、高齢者など事故リスクの高いグループをターゲットにした誤使用・不注意による事故リスクの低減製品への表示制度について、大変すばらしい取り組みで、こういったことが進むことを願っておりますが、関オブザーバーから御発言ありましたように、もともとありました仕組みと二重になり、またそれが企業にとって過度な負担にならないように、制度設計では御配慮いただければと思います。

また、高齢化というのは特に日本だけの問題ではなく、特にアジアは、これから高齢化が非常に進んでいくところでございますので、こういった良い取組をアジアの国々へも広報し、協力できる形になればと思っております。

以上でございます。

○三上委員長　遊間委員、ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからの御質問も一巡したようですので、ここで事務局から御意見に対する回答、補足説明などありましたらお願いいたします。

○佐藤課長　委員の先生方、またオブザーバーの皆様含めまして御指摘をいただきまして、大変

ありがとうございます。

まず、関オブザーバーや、最後、遊間委員からも御指摘をいただきました新しい表示制度に関してでございます。御指摘いただいてありがとうございます。SGマークの取組についても御紹介いただくとともに、SGマークの取組との連携をどう図っていくのかという観点での御指摘をいただきました。遊間委員からも類似の御指摘だったかと思います。我々としても消費者の皆様の安全にどう資していくのかですとか、どう分かりやすく発信していけるのかという観点で、しっかり議論を重ねながら連携させていただければと考えてございます。こちら、また本年度、来年度と制度設計をさせていただければと思っておりますので、こういう過程で議論させていただきたいと考えているところでございます。

また、神山委員や藤野委員、また山内委員からも、14ページの私どもが行わせていただきましたリコールに関するアンケート調査についても御指摘をいただきました。これは一つの調査結果ではございますけれども、こうした調査結果をどのように使っていくのか、企業の皆様に対してどういうメッセージとして使っていくのかということは、我々、これを踏まえてしっかり考えさせていただきたいなと思っております。

また、山内委員からは、リコールをするということに関しましては、企業にとっては一定のコストであるという御指摘もいただきました。我々、製品安全の担当といたしましては、どのように消費者の皆様の安全を確保していくかというところではもちろんございますけれども、そうした中でどういう対応をすることが求められているのかという点は、こうしたアンケート結果なども使いながら、企業の皆様と消費者の皆様にどういうメッセージを出していくのがいいのかという点はしっかり考えながら対応していければと考えているところでございます。

また、釘宮委員から、Pledgeの取組についても御指摘をいただきました。こちらもあります。ありがとうございます。毎月、前の月にどの程度の出品削除が行われたかどうか、こちらにつきましては、Pledgeのお取りまとめをいただいております消費者庁から発表などもさせていただいているところでもございます。規制当局といたしましては、安全ではない製品が見つかった場合には、オンラインモール事業者の皆様に御協力をいただきながら、しっかり出品削除につながるような、そして、消費者の皆様に安全ではない製品がいくことがないようなことが大事だと思っておりますので、この取組、オンラインモール事業者の皆様に引き続き御協力をいただきながら、しっかり進めていければと考えているところでございます。

また、釘宮委員からは、サーキュラーエコノミーを踏まえた対応といったところについても御指摘をいただきました。今でも、例えば製品の改造などが起きてしまった場合には、例えば電気製品

などについては、その改造した事業者様にしっかり安全の観点から責務を負っていただくといった仕組みになっているところでございます。

ただ、いずれにしましても、どのような製品で、どのような対応が必要なのかといったところにつきましては、まさに環境変化とともに、制度についてもどう運用していくかが議論になってくるかなと思ってございますので、実態をしっかり踏まえまして、制度をどのように対応していくのいいのかということは考えさせていただきたいなと考えているところでございます。

それから、坂本委員からも、37ページ、こちら新しい表示制度に言及していただく形で御指摘いただいたかと思っております。こちらの仕組み、本年度しっかりまず考えさせていただければということに加えまして、メンテナンスについても御指摘もいただいたかと思えます。こちら、製品ごとに何年ぐらい使えるのかといったものは当然異なってくるところだと思います。この新しい仕組みの中でのという議論なのか、または、そもそも製品、新しく市場に出すタイミングでどういうメッセージを出していくのかといった論点もあるかと思えます。どこでどういうメッセージを伝えるのかということはしっかり考えさせていただいた上で、いずれにしても、消費者の皆様に必要なメンテナンス期間があるようであれば、それがしっかり伝わるような発信の仕方ということ、これは企業の皆様にも御協力いただきながら進めていく必要があるかなと考えてございます。

最後、遊間委員から、電池の事故に言及いただく形で、今回の法改正との連動について御指摘もいただいたかと思っております。今御覧いただいております5ページ目、先ほど御説明申し上げましたように、2023年、全体の事故件数としましては160件増えてしまいまして、その中で電気製品が占める割合が非常に多かったというのが実態でございます。

この内訳の分析、まだしっかりやる必要があるかなと思っているところではもちろんございますけれども、今回の制度見直しとしましては、まさに海外から直接消費者の方に販売されるような製品の場合、どのように安全確保を図っていくことができるのかといった論点で、私ども、今、制度改正案を提案させていただいているところでございます。

そうした製品の安全確保をしっかり図っていくことによって、事故につながってしまうような製品も、もし今技術基準を守っていただけないような製品があるのであれば、その安全確保がしっかり果たされるような措置も今回の措置で講じていただくことができるのではないかなと考えているところでございます。

一旦事務局のほうからは以上でございます。御指摘や御意見賜りまして、大変ありがとうございました。

○三上委員長　佐藤課長、ありがとうございました。

それでは、議題の2のほうに進みたいと思います。事務局のほうから議事2の審議事項もござい
ますので、まず説明をお願いいたします。

○佐藤課長 それでは、引き続きで恐縮でございます。右上、資料2を御覧いただければと思
います。こちらは主には制度面についての1年間の検討状況について御報告と御審議いただければと
いうことでまとめさせていただいた資料でございます。

1枚おめくりさせていただきまして、1から11の項目に沿って御説明申し上げます。まず1番目
でございます。こちらややや大部な資料で申し訳ございません。初めの項目、タイトルにございま
すとおり、「乳幼児の誤飲による事故の防止」といったところでございます。こちら、年末までの議
論でも何度か触れさせていただいたテーマでございます。

一番下の丸にございますとおり、いわゆるマグネットセット、水で膨らむボールにつきまして誤
飲による事故が発生してしまっていたといったことも含めまして、昨年、令和5年の5月に政令の
改正をさせていただきまして、規制対象に追加させていただいたというのが内容でございます。

1枚おめくりいただきまして4ページ目でございます。規制内容の詳細についてでございます。
規制対象とした上で、技術基準、守っていただくべき基準といったものも併せて定めさせていただ
いているところでございますが、飲み込んでしまっても体外に排出できるようにという観点で基準
を制定させていただいてございます。これによりまして、いわゆるマグネットセット、水で膨らむ
ボールという製品につきましては、技術基準不適合になるため販売ができなくなったといったと
ころでございます。

次の5ページ目でございます。こうした制度改正させていただくに当たりましては、企業の皆様
や、または使っていただく消費者の皆様含めまして周知が重要と考えたところでございます。関係
団体を通じた広報を行わせていただくのと併せまして、一番下の丸にございますとおり、関係省庁
を通じ、自治体の保育の部局様ですとか、また教育委員会等にもこうした注意喚起の旨が届くよ
うにという連絡などもさせていただいたところでございます。

続いて6ページ目でございます。大きな2つ目といたしまして、「ポータブル電源の安全対策」と
いったところでございます。

7ページ目でございます。一番上の丸でございますが、昨今、災害時ですとか、またアウトドア
ブームなどもありまして需要が非常に伸びている製品でございます。右下に少し絵が書いてござ
いますけれども、こうした製品、ポータブル電源と言われている製品でございます。

現状は、2つ目の丸にございますとおり、電気用品安全法の規制対象外の製品ではございますが、
左下の棒グラフにございますとおり、需要の増加に伴いまして事故件数も増加傾向にあるという状

況にございます。このため、本年度でございますけれども、官民参加型の検討会を立ち上げさせていただきます。この検討会におきまして、リスクシナリオなどを踏まえましてリスクの低減策、安全対策について検討させていただきまして、それらを盛り込んだ安全性要求事項といったものを取りまとめさせていただいたところでございます。

今後、私どもにおいては、この安全性要求事項を公表させていただくとともに、企業の皆様、事業者の皆様に対しましては、この要求事項の活用をしっかりと促してまいりたいと考えてございます。

また、下から2つ目の丸でございますけれども、こちらの検討会に参加された事業者においては、安全性を継続的に検証する場ということで連絡会の設置にも至っているところでございます。引き続きこうした動きを注視させていただいた上で、安全確保のための取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。

8ページ目、これは昨年の本小委員会で私どものほうから御紹介した資料でございます。説明は割愛申し上げたいと思います。

9ページ目でございます。続きまして、リチウムイオン蓄電池の安全対策についてでございます。

1枚おめくりください。10ページ目でございます。最初の丸でございますとおり、一昨年、令和4年の年末、12月でございましたが、過充電による発火事故の懸念を踏まえまして対策といったものを講じさせていただきました。

初めの丸の一番最後でございますとおり、経過措置が2年ということで、今年、令和6年の年末が経過措置切れるタイミングとなっているところでございます。本年度につきましては、この対策の周知に取り組ませていただいていたところでございます。

こうした中で、上から3つ目の丸でございます。民間においても自主的な取組ということで、電気用品調査委員会の中に、名前は少し長いのですが、リチウムイオン蓄電池/搭載機器等事故調査分科会といったものが設置されたほか、その下の丸でございますとおり、N I T Eにもいろいろ御協力いただきまして、セミナーですとか、動画等を用いた注意喚起も御対応いただいていたところでございます。

一番下の丸でございます。事故件数は引き続き増加傾向にあるところでもございます。まずは、この対策の周知をしっかりとやらせていただきまして、また引き続き事故分析なども踏まえて安全対策を推進していきたいと考えてございます。

11ページ目は、今ほど申し上げた内容を少し詳細に書いた、昨年使わせていただきました資料でございます。こちらでも説明は割愛申し上げたいと思います。

12ページ目以降でございます。こちらからは電気湯沸器の安全対策についてでございます。

13ページ目でございます。電気湯沸器、製品としましては電気ケトルですとか電気ポットなど、そうしたものの安全対策、転倒流水対策と我々呼んでございます。倒れてしまったときにお湯がこぼれにくくなるようにという安全対策でございます。電気用品安全法、電安法の基準につきましては、従来から使われております、ちょっと専門用語ですけれども、別表1～11というものと、性能規定化された別表12というルール、仕組みがございます。

どちらを使っていたとしても可という状況ではございますが、この電気湯沸器につきましては前者のほうの別表1～11の中では8に当たるのですが、こちらについては転倒流出対策が明示的に求められていないという状況でございます。このため、当該対策を求めるようにということで検討させていただきまして検討を深めさせていただいてところでございます。

一番下のスケジュールにございますとおり、今後、パブリックコメントも実施させていただいた上で、令和6年中に対策の反映を行えればと考えているところでございます。

次の14ページ目でございます。電気用品の雑音強さの見直しといったところでございます。

15ページを御覧いただければと思います。電波雑音への対応についてというところでございます。左下、「見直しの背景」の2つ目の○などを御覧いただければと思います。現行採用している基準がやや古いものが多いというのが現状でございます。ですので、国際規格に準拠するための見直しを順次行っているところでございます。

左下にございますとおり、令和5年度につきましても、マルチメディア機器などにつきまして反映を行ってきたところではございますが、残る品目、上の青枠の2つ目の丸にございますとおり、325品目でございます。こちらについても順次検証を進めながら、検証が完了したものから反映を行っていきたいと考えてございます。

16ページ目でございます。「電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況」というところでございます。こちらは、熊田委員や釘宮委員にも委員として御参加いただいておりますけれども、今開催していただいております製品安全小委員会の下にあるワーキング・グループでございます。

御覧いただいております17ページでございます。電気用品安全法の性能を規定化された技術基準でございます別表12というものがございますが、こちらについて採用しているJISなどの公的な規格が性能規定を満たしているかどうか確認するために御審議をいただいております。

令和5年度、右側にございますとおり、2回開催させていただきまして、合計77の規格について御審議をいただいたところでございます。ワーキングで御審議いただいて御確認いただいた規格に

つきましても、今後パブリックコメントを経まして、順次この別表12のほうに反映の作業を進めていきたいと考えております。

続いて18ページ目でございます。「電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況について」という項目でございます。

19ページを御覧ください。先ほども少し言及させていただきましたが、青枠内の一番上の丸でございます。電気用品安全法の規定につきましては、別表1～11という従来より使用されてきた我が国特有の基準と、国際比較などに準拠いたしました別表12というものがございます。性能規定化を進めるという観点から、順次、この1～11につきましては12に一本化するという取組を今進めさせていただいているところでございます。

下に緑色の表があるかと思えます。こちらの下から2番目、別表9、黒字の部分でございます。リチウムイオン蓄電池と書いてございますが、こちらは先ほど少し御紹介申し上げた取組によりまして、一本化の作業が進められたところでございます。

本年度につきましては、青い字の部分、別表1、4、7のところにつきまして一本化できるようにということで、産業界とも議論、検討を進めてきたところでございます。おおむね準備が整ったところでございますので、こちら、今後、パブリックコメントを実施させていただきまして、別表12への一本化を図りたいと考えてございます。

残ります別表2、3、5、6、8、オレンジ色の字の部分でございます。こちらにつきましても、作業工程を整理した上で順次反映作業を進めていきたいと考えてございます。

続きまして20ページ目でございます。電気用品、ガス用品等のIoT化を踏まえた対応についてでございます。

21ページ目を御覧いただければと思います。青い四角の中でございますけれども、製品のIoT化が進んでいくといったことを踏まえまして、一番初めのポツ、3年前、令和3年にガイドラインを私どものほうでつくらせていただいたところでございます。その後、令和4年、令和5年と、その浸透ですとか、またユースケース、リスクシナリオについての検討を深めさせていただいてきたところでございます。業界内においても、このガイドラインにつきまして一定の浸透が図られていると我々は考えてございまして、次年度、令和6年度につきましては民間の枠組みなど議論の場も活用させていただきながら、今後の環境変化を踏まえたリスクアセスメントの取組を引き続き促してまいりたいと考えてございます。

22ページ目でございます。「ガストーチの安全対策・液化石油ガス器具等の今後の対応」でございます。

1枚おめくりください。23ページ目でございます。まず、ガストーチについてでございます。右下の表にあるように、いわゆるガストーチと言われている製品、幾つか製品群がございますが、イメージつきやすいのは一番左側、家の中やキャンプでの料理をしていただく際に、いろんな食べ物をあぶるために用いるもので、最近非常に需要が伸びているという製品でございます。こちらについても、事故も発生してしまっているということから、現在、安全確保のための検討を進めさせていただいているところでございます。

併せまして、左側でございますとおり、業界においても、消防庁や私ども経産省も連携させていただきながら、消費者の皆様向けの注意喚起なども実施されているところでございます。引き続き安全確保のための具体的な検討を進めていきたいと考えてございます。

24ページ目でございます。次は液化石油ガスの器具などについてでございます。左側のように、複合品と書いてございますが、ガスコンロとガストーブの両方の機能を有するような製品、また、右側のように、五徳がないのですけれども、コンロとしての機能を有しているような製品、こういった製品が出てきているところでございます。こういった製品につきましては、現行の制度上で技術基準の取扱いが明確ではない、不明確なものも存在しているというところで、こうした製品の取扱いについて明確化すべく検討を進めていきたいと考えてございます。

25ページ目でございます。こちら、製品安全の世界とは少し違うのですけれども、家庭用品の品質表示の関係でございます。

26ページ目を御覧ください。こちらにつきましても2つほど、今、制度の検討をさせていただいております。①はアクリレート繊維というものでございます。この繊維、高い水分率を有しております、JISなどにおいてもその用語の定義などがなされております。他方、家表法、家庭用品品質表示法においては、水分率を含む表示規定が実態に合っていないという課題がございます。こうした現状を踏まえまして適正化を図っていきたいというものでございます。

②はクレンザーの中の酸性系のクレンザーといったものでございます。こちらも現在はそうした製品、流通しているところでございますが、規定ができた当時、1997年は市場に出回っていなかった製品であるということで、右下にあるような「まぜるな 危険」などの表示がないものも見受けられていたところでございます。このため、注意事項に係る表示について規定をしたいというものでございます。

いずれにしましても、上の青枠の一番下の行でございますが、2025年、来年の当初に規定改正ができるようにということで、消費者庁ですとか関係業界と議論を重ねているといったものでございます。

27ページ目を御覧いただければと思います。最後でございますが、「危害防止命令に係る対応について」でございます。

28ページ目、まず状況の報告についてでございます。先ほどもリコールについて先生方からも御指摘をいただきました。民間の事業者様に自主的に取り組んでいただいているリコールではなくて、危害防止命令、国からの命令という形で製品の回収を求めている事案というのがここに記載の3つの事案でございます。

1番目が、(1)とありますが、2005年の11月に緊急命令という形で出しました松下電器産業の石油温風暖房機の事案、2番目が、その下でございます。こちら、先ほど委員の方も言及いただきましたパロマ工業のガス瞬間湯沸器の2006年8月と2008年6月に危害防止命令等を発出しております。3つ目がその下、TDKの加湿器でございます、こちらは2013年の3月の事案でございます。命令によって製品の回収などを命じているところでございます。

いずれの事案も、上の四角の中にございますとおり、死者を出してしまったような事案でもございまして、社会的な反響も大きな事案でございました。いずれにおいても、リコール率の100%を目標に取組が進められているというのが現状でございます。

次の29ページ目でございます。これらの事案につきましては、製品の回収状況などにつきまして、毎月、私ども経済産業省に報告を求めまして、私どものホームページでも公表を行っているところでございます。他方、先ほど申し上げましたように、命令発出から年月もたっているというところもございまして、回収実績も低減しているというのが現状でございます。こうした中、消費者の安全確保が何よりも大前提としつつ、どのようにその命令を踏まえた回収等の報告を求めていくべきか、この辺り、先生方の御意見もいただきながら検討してまいりたいと考えてございます。

下の点々は参考でございます。私どもが作成しておりますリコールハンドブックというものがございます。リコールの手引き書のようなものでございます。繰り返しになりますが、危害防止命令とリコールとは1対1ではなくて、違いはございますけれども、リコールにつきましては、終了の目安ということで、1.にございますとおり、回収率100%を目指す。また、国などへの報告につきましては、2.の①でございますが、事故などが3年以上発生しておらず、補正も含めた実施率が9割を超えたようなタイミング、②にありますように、同じく事故が3年以上発生しておらず、またいろんな努力をしても、どうしても実施率が2年間頭打ちになってしまっているような場合を報告終了の目安とさせていただいているところでございます。

こうした参考もお含みおきいただきながら、繰り返しになりますが、命令措置への対応のあり方などについて御指摘などいただければ大変ありがたいと考えているところでございます。

大変駆け足になってしまいましたけれども、資料2、主に制度面での検討状況の御報告をさせていただいたところでございます。こちらについても御指摘等賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○三上委員長 佐藤課長、ありがとうございました。

それでは、資料2につきまして御質問、御意見等ございましたら挙手ボタンを押していただければと思います。

それでは、まず坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 鳴門教育大学の坂本です。

10ページ、11ページのリチウムイオン蓄電池の安全対策についてです。こちらは基準を変えたということで、この過充電による事故はどれぐらい占めていたのでしょうかというのが気になりました。3か月ごとの報告を伺うと原因不明のものも多かったと思うのですが、消費者の使い方として、落としてしまう、置き場所が悪い、また、捨てる際に危険ごみに混ぜないでゴミ収集車に出してしまう、そういうことでも事故が発生するように思うのですが、過充電ということで大分事故が減るというような見通しでしょうか。その辺りをちょっと教えていただければと思います。

○三上委員長 続きまして、西田委員、どうぞ。

○西田委員 御説明ありがとうございました。東京工業大学の西田です。聞こえておりますでしょうか。

○三上委員長 はい、大丈夫です。

○西田委員 1つ目が13ページの電気ケトルの取組は、非常にいい取組かなと思っているのですが、もう10年以上前から、とにかくこういうものが非常に大きな事故原因になっているということで、たしか海外は死亡事例もあったのではないかなと思うのですが、対策が必要だと考えていたのですが、日本の企業の中でも対策をしてもどんどん生まれてきている中で、もう少しこういう形でもう一歩進めるような展開があるといいなということで、非常にこれはいい方向ではないかなと思いました。コメントです。

もう一つ、26ページのものでございますけれども、安全の表示、「まぜるな 危険」というような表示の例が載っていたのですが、これは少し脱線するかもしれませんが、海外でこの危険の表示がばらばらになっているので、少し共通化しようということで、ANSIのZ535が出て、できるだけ消費者がばらばらのものでなくて、共通性が高い、色とか表示を共通化していこうという動きが始まっている報告がありましたので、少しそういうのも今後参考にしていかれるといいかなと思いました。

以上2点です。

○三上委員長 ありがとうございました。それでは、山内委員、どうぞ。

○山内委員 私は、28ページ、あるいは29ページの今後のあり方というところについてちょっと愚見を申し上げたいと思っておりました。確かに、これらの3つの事例がいまだにしっかりと広報されているという状況というのは、ある意味では安心・安全に非常に寄与しているのかなと思っております。だから、非常に難しい判断だと思えますし、かつ、死傷事故というのは本当に痛ましいので、絶対避けたいのですが、同時に、限られたリソースを消費者の安心・安全という本当に大事な目的のために最も効果があるように使用していくべきだとすると、場合によっては、これだけインターネットだとか広報手段が多様化した世の中でございますので、ぐっと費用やコストをかけて早期に解決・修理と思った場合には、早めにこうした命令や報告義務から解放するというインセンティブを与えることも、これは国民の社会経済にとってもプラスになるところがあるのではないかと。

ここに書いてある事例のことではございませんが、長々とやっていけばいいということではないわけでありまして、その意味においては、一定の回収率をもし達成したのであれば、それだけで例えば解放するとか、あるいは場合によっては難しいのが、これは広報する側だけではなくて、それに受け答える側も、わざわざ長年使っているものを持っていくのはなかなか大変だよという、受ける側のそういった行為も必要ということを考えると、ある程度一定年数のところで区切ってあげる、例えば10年とか15年とか、これは製品の特性によっていろいろ変わってまいり、ここは科学的な知見に依拠すべきでございますが、限っていくというのも一つの方法かなといういろんな考え方があるところかと思いましたが、ちょっとトスアップも兼ねて御意見申し上げました。

以上でございます。ありがとうございました。

○三上委員長 ありがとうございます。続きまして、釘宮委員、どうぞ。

○釘宮委員 ありがとうございます。消費生活アドバイザーの釘宮です。

私からは2点意見を申し上げたいと思います。まず1点目は、13ページの電気湯沸器の安全対策についてです。これは先ほど西田先生もおっしゃっていましたように、ぜひ私も進めていただきたい事案になりますが、東京都の商品等安全対策協議会で、先日、フォローアップの調査の結果というものが発表されておりました。それによると、2020年から2022年まで、電気ポットによるやけどで救急搬送や受診に至った5歳以下の事例が62件、うち中等症以上の事例が12件あったということで、事故を防止する対策の必要性が窺えます。これについては、事業者の方々に改正の周知を進めていただいていると思うのですが、利用者側にはもしかすると十分な周知が行き届いていない可能性もあるかと思います。ぜひ、なぜこういう対策が必要なのかということも含めて周知していただ

きたいと思います。

次、2点目になりますけれども、28ページ、29ページの危害防止命令につきましては、100%を目指していただきたい、絶対最後までなし遂げていただきたいと強く願うところではあるのだけれども、さはさりながら、経営資源も限られているという、そこを両方考えていかなければいけないと思っています。

これは危害防止命令が出たものではありませんけれども、例えば扇風機の経年劣化の事故では、40年以上たって事故が発生しているということを見ると、40年たっても家庭に製品が存在しているという状況がこれらの製品についても考えられると思います。

先ほど資料1のリコールのところで、今後、残存率算出方法の検討をされているという報告がありましたけれども、ここは非常に重要だと思っていまして、恐らく製品によってそれぞれ残存率というのは違ってくるのではないかと思います。危害防止命令関連の対応について考える際には、残存率を計算する方法がしっかり確立されているというのが、一つの条件になってくるのではないかと思います。

あとは、段階を設けるということも必要だと思っていまして、例えばですけれども、緊急命令の発出から20年以上たっているとか、その時点でリコールの実施率、それは残存率を勘案した補正も含めてということになりますけれども、それが90%を超えているとか、それを両方満たしたときに、まずは毎月の報告ではなくて、3か月ごととか半年ごとにしていく。それは直近の回収率とかそういったことも鑑みてということになりますが、そのようないろいろな条件を満たすとともに、調査によって、しっかりと見極められた上で行われることが重要ではないかと思います。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございました。続きまして、安好委員、どうぞ。

○安好委員 キッズデザイン協議会の安好でございます。

御説明、丁寧にさせていただいてありがとうございました。私からは、子供に関係する部分を2点お話しさせていただきます。

1番の乳幼児の誤飲による事故の防止という項目がございますけれども、このマグネットセットと水で膨らむボールというのは、実は本当に数年前から非常に危険性が語られておりました。というところで、特定製品に指定していただき、施行令を公布ということで、本当にこの件に関しましては御礼を申し述べます。ありがとうございました。

それと2点目でございます。それで、誤飲による製品事故ではないかもしれませんが、子供の誤飲による事故、例えば薬であり、たばこであり、ボタン電池でありというのはまだまだ非常

に多いですので、こういった事故の防止ができる方法を、私どもも本当にもっともっと発信していかなければいけないと改めて思った次第でございます。

それと2番目、これも皆様お話しになっておりました電気湯沸器、電気ケトルの件でございます。転倒で流水を防水するというような機能がついているというお話がございました。先ほど資料1でもお話がありましたけれども、子供は誤使用する、あるいは不注意でというのがかなり多い。私どものキッズデザイン賞の受賞作品の中に、転倒流水対策はもちろんのこと、蒸気レスという取組をされている企業さんの受賞作品もかなりあります。といいますのは、子供は床置きしてある湯沸器の上に乗ったり座ったりするのですよね。そうすると、そこによるやけどとかがあったりする、あるいは、温度が上がらないようにしたり、さわっても熱くならないような機能にしているとか、そのような工夫がいろいろな企業さんでされている例がございますので、ここは一旦御紹介というところでさせていただければと思います。ありがとうございました。

○三上委員長 ありがとうございました。それでは、この辺りで事務局から御報告お願いいたします。

○佐藤課長 事務局でございます。先生方、御指摘、御意見賜りまして大変ありがとうございました。

まず、最後に安好委員からも言及いただきましたけれども、湯沸器の関係、西田委員や釘宮委員からも御指摘いただきました。また、釘宮委員からは事故の件数などについても御報告いただいたかと思います。我々としてもそういった事故をいかに減らしていけるかという観点で今回検討させていただきまして、まさにこの製品安全小委員会でもお諮りさせていただいて、今後、パブリックコメントの手続に入っていければと考えているところでございます。

また、どうしてこういう対策をするのか、釘宮委員から利用者側への周知というお話もいただきました。その辺りも、これからパブリックコメントを経てではございますけれども、制度が変わっていくというタイミングでもございますので、どうしてこういう対策が必要なのかも含めてしっかり御説明ができるように対応していきたいと考えているところでございます。

また、坂本委員から、リチウムイオン蓄電池の事故の過充電防止の割合についても御指摘いただきました。リチウムイオン蓄電池の事故は、燃えてしまうものが非常に多いので、なかなか原因特定が難しいというのが実態ではございます。他方、N I T Eなどにも分析していただきまして、その中で明らかになったものとして本件対応させていただいたものでございます。なかなか減少率、お答え難しいところではございますが、しっかり引き続き事故原因の分析をさせていただきまして、原因が特定されたものの対応がしっかりとれるようにということを図っていきたいと思っております。

ます。

また、坂本委員から、使い方みたいなのところもあるのではないかという御指摘もいただきました。その意味では、消費者の皆様への注意喚起といったものも併せましてしっかり対応していきたいと考えているところでございます。

また、西田委員から、25ページ、26ページ目の議論にやや連動する形で、海外では注意喚起の表示のいろいろなルールの議論が始まっているといった御指摘もいただきました。これは、しっかり勉強させていただきながら、我が国のほうでも取り入れられるものがあればしっかり検討したいと考えているところでございます。

また、山内委員や釘宮委員からは、27ページ目、28ページ目辺りの危害防止命令辺りについても御指摘いただきました。山内委員から御指摘いただきましたように、国民の安全生活を何より守ることが大前提でありながら、企業のリソースをどう効果的に使っていただくような仕組みにしていくかという論点、また、釘宮委員からは、残存率などもうまく使いながら段階を経てという御提案、御指摘もいただいたところでございます。

我々としみしても、今回、まさに今、命令は3件発出しているという状況ではございますが、これを今後どのようにしていくのか、委員の皆様にも御指摘いただいたように、より効果的にリコールといえますか、製品回収が進んでいくことによって、消費者の皆様の安全に資するという間違いのない側面があるかと思いますので、どのようにさせていただくのがいいのかという点は、引き続き我々もしっかり検討していきたいと思えますし、先生方からも引き続き御指摘いただければと考えているところでございます。

私からの回答は以上でございます。大変ありがとうございました。

○三上委員長 佐藤課長、ありがとうございました。

それでは、議題の3番目に進ませていただこうかと思います。議事3の報告事項につきまして、事務局のほうからまずは御説明をお願いいたします。

○佐藤課長 事務局からの説明が長くて恐縮でございます。最後、資料3を御覧いただければと思います。

こちらにつきましては、御報告と御礼でございます。年末まで、製品安全小委員会の先生方、またオブザーバーの皆様方に本小委員会で御審議をいただきました内容につきまして、資料3にありますとおり、また、冒頭、辻本からの挨拶でも触れさせていただきましたとおり、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案という形で成案化させていただいたところでございます。

内容については、まさに御審議いただいた内容でございますので本日の説明は割愛申し上げます

が、こちらにつきまして、3月1日に政府として閣議決定させていただきまして、国会のほうに法案を提出させていただいているという状況でございます。我々、法案を国会でお認めいただいた暁には、皆様からの御指摘を踏まえた形で、製品安全の確保が図れるようにという観点での運用もしっかりやっていければと考えているところでございます。先生方におかれましては、これまでの御審議、大変ありがとうございました。

以上、資料3、御報告でございます。ありがとうございました。

○三上委員長　　そうしましたら、この議事3の御報告につきまして、何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。併せて、これまでの議事1と2についても、先ほど質問し忘れたというものがありましたら、どうぞ御発言いただければと思います。

では、片岡様、どうぞ御発言ください。

○オンラインマーケットプレイス協議会　片岡オブザーバー　　オブザーバーのオンラインマーケットプレイス協議会の片岡です。

御説明ありがとうございました。この資料3に関連して、今後、細かい部分を決めていくことになると思いますけれども、モール運営事業者としては、特に海外事業者についてどう守らせるか、守っていることをどう確認するかということをしっかり考えていきたいと思っておりますので、ぜひコミュニケーションをしっかりとって細かいところを決めていただければと思っています。

それから、最近、海外から直接売するというケースも、完全に日本語向けのサイトが用意されていたり、アプリが用意されていたりして、広告もたくさん出ていて、国内のモールを通さずに、海外のモールから、あるいは海外の大手通販サイトから、すごく安く買えるといったものもかなり増えてきていると認識していますので、そういったところにどう執行していくか、あるいは執行が難しい場合にどうやってその危険性を消費者に認知してもらうかということも重要になってくると思いますので、施行はもう少し先だと思いますけれども、その辺りもぜひ検討いただければと思っています。

以上です。

○三上委員長　　ありがとうございます。野々内委員、どうぞ。

○野々内委員　　今日もたくさんの資料の説明ありがとうございました。先生方の意見も聞きながら私が思ったことを1つだけ言わせてください。

製品をつくる企業さんも、事故を起こそうと思ってつくるわけではありませんし、起きたことに対してリコールをされたり、こうして製品安全委員の部署の方たちが一生懸命されるのはとてもよく分かります。

私の感想としては、やはり消費者教育が大切だなと思いました。皆さん、消費者の安全確保というふうに何回もおっしゃいまして、そのとおりなのですけれども、例えば電気ケトルにしても、家庭で子供さんたちが引っかけたりしないようにするには、親とか家族がそれを注意すればいいことでありますので、どうしても100%防ぐということは何にしてもできないと思いますの。いずれにしても、消費者教育が大切だなということを感想として述べます。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。ほかに御発言、おられないでしょうか。

それでは、本日も議題1で全体のレビューを丁寧にやっていただき、また、施策についてのレビューも、あるいは審議もやっていただき、また最後に法案のことを御議論いただきました。

以上をもちまして、予定しておりました議題は終了いたしました。本日も長時間にわたり御議論ありがとうございました。

最後に、事務局より連絡事項をお願いいたします。

閉会

○佐藤課長 委員の皆様、オブザーバーの皆様、本日はお忙しいところ御出席賜りまして、また御意見賜りまして大変ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事務局で作成させていただきました上で、後日、委員の皆様方に御確認いただきまして、ホームページにて公表の予定でございます。また御確認等よろしく願いできればと思います。

また、最後、1点お知らせでございます。今回をもちまして、三上委員長、熊田委員、坂本委員が、委員規程等に基づきまして御退任ということになっております。最後でございます。それぞれ御退任なされます委員の皆様方から一言ずつ頂戴できればと考えてございます。

まず初め、熊田委員、もしよろしければ御挨拶賜れますでしょうか。

○熊田委員 東大の熊田でございます。この委員会、私も過去のメールを見て、いつからかなと思ったら2014年からで、10年間にわたり大変にお世話になりました。10年間いろんなトピックの議事に参加できて、とても勉強になりました。このたびは区切りということで退任ですけれども、本会で身につけたことをあちこちらで使っていければと考えております。どうもお世話になりました。

○佐藤課長 大変ありがとうございました。続いてでございますが、坂本委員、御挨拶賜れます

でしょうか。

○坂本委員　　鳴門教育大学の坂本です。今回でこちらの委員会から離れさせていただくことになりましたが、大変知らないことも多くて、本当にいろいろ勉強させていただきました。毎回大変充実した資料をありがとうございました。引き続き、事故防止ですとか製品安全に対する理解促進ですとか普及啓発には努めてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤課長　　大変ありがとうございます。最後でございます。三上委員長から御挨拶賜れればと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○三上委員長　　それでは、一言御挨拶させていただきます。

私も、今振り返りますと2016年からということで、8年間。終わってみると、本当にあっという間だったなと思います。2016年の第4回らしいので、小委員会としては私も10回、進行役を務めさせていただいたということになります。

この委員会に参加して、重大事故の報告、あるいはN I T Eさんによる分析、あるいはリコールの報告、そしてさらには、経産省さんのほうで実施される試買とか、あるいは最近ですと、いわゆるネットパトロール情報、それから、本日は消費者1万人のアンケート調査とか、いろんな形で消費者社会を囲む安全状況、あるいはリスク状況、それをセンシングした情報がこの場にいろいろ報告されて、また委員の皆さんも本当に多彩なアンテナで、消費者を囲む新たなリスクの出現とかいろんなことを御指摘いただいて、それが製品安全行政に反映するチャンネルとして大変有意義な役割を果たしてきたのではないだろうかと感じています。

今回、消安法の大改正ということもございますし、この小委員会、これからも日本の消費者生活のガーディアンと言うとちょっと大げさ過ぎるかもしれませんが、そういった場として、関係者の皆さんの有意義な情報交換、あるいは政策討議の場として機能されることを祈念いたしまして、私の退任に当たっての御挨拶にかえさせていただきたいと思います。本当に委員の皆様方、真摯な御議論いただき、誠にありがとうございました。

では、以上をもちまして、第14回の製品安全小委員会、終了いたしたいと思います。本日は、御多忙中のところ長時間にわたり、また御熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

——了——